

兵庫県高等学校教育研究会情報部会 研究支援実施要項

第1条（目的）

学習指導要領の円滑な実施に向けての取り組み、授業プランの確立など、兵庫県高等学校教育研究会情報部会（以下、当会と呼ぶ）の会員（以下、会員と呼ぶ）として求められる専門的な研究推進に向け、会員の研究活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上を図ることを目的とする。

第2条（研究支援の対象とする項目）

研究支援の対象とする項目は次の各号である。

- (1) 教科情報に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を会員がチーム活動（以下、研究チームと呼ぶ）として自主的に行うもの。
- (2) 情報教育に関する各種研究会への参加。
- (3) その他、当会理事会（以下、理事会と呼ぶ）が評価し、当会会長（以下、会長と呼ぶ）が決定したもの。

第3条（研究チームへの支援）

研究チームは会員により構成され、研究テーマは、教科情報に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を会員がチーム活動として自主的に行うものであって、次の各号に該当し、本県の教育の発展に寄与するものでなければならない。

- (1) 具体的なテーマを設定して研究すること。
 - (2) チーム構成は、1チーム複数の会員で構成すること。
 - (3) 研究成果を年度内にまとめるとともに、当会が定めるホームページおよび当会の部会誌に掲載すること。
 - (4) 研究の中間報告を当会研究発表大会で報告すること。
- 2 研究チームの認定は次の各号による。
- (1) 認定を受けようとするチームの代表者は、「情報部会研究チーム認定申請書」（様式1）により、別途定める期日までに会長に申請する。
 - (2) 研究チームの認定については、理事会が評価し、会長が決定する。
 - (3) 会長は、決定結果を研究チームの代表者に通知する。
 - (4) 研究グループの総数については、2チームを限度とする。
 - (5) 研究グループは当会研究部長（以下、研究部長）の指導・助言を受けることとする。
- 3 研究の推進に当たっては、以下の各号に留意すること。
- (1) 認定を受けた研究チームは、研究成果を学習指導等に生かすよう努めること。
 - (2) 各研究チームの代表者は、会員間の研究ネットワークの構築に向け、研究テーマ、研究活動について、電子メール等を用いた情報の共有化に努めること。
- 4 認定を受けた研究チームには、その研究活動の促進を図るため、次の各号により研究活動奨励金を支給する。
- (1) 1チームについての研究活動奨励金は2万円の範囲内とする。
 - (2) 研究活動奨励金は、活動費に充てるものとし、備品購入は対象としない。
備品とは、使用耐用期間が、概ね1年以上にわたり、かつ、購入価格が2万円以上のものをいう。2万円未満であっても、プリンターやICレコーダー等、備品に準じるものは不可とする。
- 5 研究チームは、下表により活動状況及び研究結果を会長へ提出する。研究部長は内容を精査した上で、理事会に研究の進捗状況を報告する。

	活 動 状 況	研 究 結 果
提出様式	・ 情報部会研究チーム活動状況報告書（様式2）	・ 研究報告書（研究の成果をまとめたもの：作成しているチームのみ提出） ・ 情報部会研究チーム活動実績報告書（様式3）

		・情報部会研究チーム活動奨励金使 途明細書（様式4）
提出期日	1 1 月上旬（※別途通知）	3 月下旬（※別途通知）

なお、提出にあたっては、別途定める日までに提出すること。

- 6 会長は、研究チームが次の各号に該当するときは、研究活動奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 研究活動奨励金の使途が適切でない場合
- (2) 研究チームの活動がこの要項に該当しない場合

- 7 研究は、教科情報に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を解決し、県の教育の発展に寄与するものでなければならない。ともに研究したり、研究成果発表会等の場を設けたりするなど工夫すること。

また、多くの教職員が活用できるようホームページに公開し、いつでもネットワークを通して学習指導等に活用できるようにすること。

なお、研究の成果物は情報部会のグループウェア等で閲覧できるようにするとともに、研究チームの構成員を各種研修の講師として招聘することがある。

第4条（各種研究会への派遣）

派遣を希望する会員は、情報部会各種研究会等派遣支援申請書（様式5）を、当該研究会等実施日の1か月前までに、会長に申請する。

- 2 会長は、理事会に諮り、派遣の可否と支援内容を決定する。

- 3 派遣に当たっては、以下の各号に留意すること。

- (1) 派遣される会員は、研究部に属すること。
- (2) 派遣される会員は、各種研究会で得た知識を学習指導等に生かすこと。
- (3) 対象となる各種研究会は、教科情報に関わる研究課題等さまざまな教育実践にかかる課題を解決し、県の教育の発展に寄与するものでなければならない。

- 4 派遣される会員に、次の各号により派遣補助金を支給する。

- (1) 1つの研究会について、派遣補助金を支給する人数は2人までとする。
- (2) 派遣補助金の支給額は、一人 5,000 円を上限とし、県の定める旅費規程に基づき、その半額を支給する。
- (3) 他団体から旅費等の支給がある場合には、派遣補助金は支給しない。
- (4) 各種研究会のうち全国規模の研究会で発表を行う場合は、一人 10,000 円を上限とし、県の定める旅費規程に基づき、その半額を支給する。

- 5 派遣される会員は、下表により派遣報告書を会長へ提出する。研究部長は内容を精査した上で、理事会に結果を報告する。

	派 遣 報 告
提出様式	・情報部会各種研究会等派遣支援報告書（様式6） ・情報部会研究チーム活動奨励金使途明細書（様式7）
提出期日	当該研究会等実施日より1月以内（※別途通知）

なお、提出にあたっては、別途定める日までに提出すること。

- 6 会長は、次の各号に該当するときは、派遣補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 派遣補助金の使途が適切でない場合
- (2) 派遣された研究会等がこの要項に該当しない場合

第5条（補則）

この要項に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

この要項は、平成23年7月4日から実施する。

この要項は、平成28年5月13日から実施する。